

動画編集用ノート型パーソナルコンピュータ等調達業務契約書

群馬県（以下「甲」という。）と、〇〇（以下「乙」という。）は、乙が所有するノート型パーソナルコンピュータ等一式（以下「機器等」という。）の賃貸借に関し、次の条項により契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（契約の目的）

第1条 乙は、甲に対し、本契約の条項に従って、機器等の賃貸借を行うことを約し、甲はこれに対し本契約記載の賃貸借料を支払うことを約定するものとする。

（賃貸借機器等の内容）

第2条 賃貸借機器名及び数量は、「機器等の内訳」（別紙1）のとおりである。

（契約期間）

第3条 この契約の期間は令和8年10月1日（木）から令和13年9月30日（火）までとする。

2 契約期間中における各年度の3月31日までに甲又は乙から契約を解除する等の通告がないときは、同一の条件のもと各年度における予算の範囲内で契約を継続することができる。

（納品場所）

第4条 機器等の納品場所は、群馬県知事戦略部メディアプロモーション課 tsulunos 室とする。

（契約金額）

第5条 契約金額は、金〇〇円で、うち消費税額及び地方消費税額は、金〇〇円とする。

2 年度別支払額は、以下のとおりとする。

令和8年度	金〇〇円
令和9年度	金〇〇円
令和10年度	金〇〇円
令和11年度	金〇〇円
令和12年度	金〇〇円
令和13年度	金〇〇円

（賃貸借料の請求及び支払）

第6条 乙は、甲に対し、各年度における賃貸借料を各年度四半期毎（6月、9月、12月、

3月)の末日に分割して請求することができる。なお、県は特別な理由のない限り請求書を受理した日から30日以内に口座振替により支払うものとする。

(支払遅延利息)

第7条 甲が前条に規定する支払期限内に賃貸借料を支払わないときの遅延利息の額は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第14条において準用する同法第8条の規定による。

(延期の特約)

第8条 乙は、天災その他、その責めに帰することができない理由により、期間内に契約を履行することができない場合は、甲に対して遅滞なく理由を付して、その履行の延期を求めることができる。

(機器等の運送経費)

第9条 乙は、機器等を甲の指定する納品場所に搬入し、又は甲が乙に返還するために要する運送料及びその他運送諸経費のすべてを負担するものとする。

(機器等の管理)

第10条 甲は、機器等を善良な管理者の注意義務をもって管理するものとする。

(機器等の変更・改造)

第11条 甲は、機器等の一部を変更し、若しくは改造し又は機器等に他の機械器具を取り付ける必要が生じたときは、あらかじめ乙の承諾を得るものとする。

2 機器等の変更または改造によって契約内容を改定する必要がある場合は変更契約を締結するものとする。

(機器等の所有権)

第12条 機器等の所有権は契約期間中を通じて乙に属する。

(契約変更)

第13条 甲は、必要があると認めたときは、乙と協議の上、契約の内容を変更し、若しくは一時中止させることができる。

(権利の譲渡)

第14条 甲及び乙は、互いに相手方の承諾を得ないでこの契約によって生じる権利又は義務を他人に譲渡、又は承継させてはならない。

ただし、やむを得ない理由により乙から文書による申し入れがあった場合、この限りではない。

(契約の解除)

第 15 条 甲は、乙が各号のいずれかに該当したと認めるときは契約を解除することができる。

- (1) 乙の責めに帰すべき事由により、契約の履行期限内又は履行期限経過後、相当の期間内に契約を履行する見込みがないとき。
- (2) 正当な理由がなく契約の履行に着手すべき時期を過ぎても着手しないとき。
- (3) 契約の履行について不正の行為があったとき。
- (4) 甲の書面による承認を受けずに、契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させたとき。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条の 3 に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡するときは、この限りではない。
- (5) 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（以下「暴力団員等」という。）であることが判明したとき。
- (6) 本契約に係る下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等（以下「下請契約等」という。）の相手方が暴力団員等であることを知ったにもかかわらず下請契約等を解除しなかったとき。
- (7) その他この契約書の条項に違反したとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、乙に対し違約金として契約金額の 100 分の 10 に相当する額の支払いを求めることができる。

3 甲は、第 1 項の規定によりこの契約を解除したときは、乙に損害が生じてもその責を負わないものとする。

(契約不適合責任)

第 16 条 甲は、納入された物品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、甲の指定した方法により、乙に対して修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求（以下「追完請求」という。）することができる。

2 甲は、本物品が契約不適合により、本契約の目的が達成できないと判断する場合、前

項に定める追完の催告を行うことなく、甲の選択により損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。

- 3 甲が契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。）を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、追完請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

（暴力団等による不当介入があった場合の届出義務）

- 第17条 乙は、乙又は本契約に係る下請契約等の相手方が暴力団員等から不当介入（不当要求又は納品等への妨害）を受けた場合は、その旨について、遅滞なく甲への報告及び警察への届出を行わなければならない。

（損害賠償）

- 第18条 乙は、甲が、自己の責めに帰する事由により機器等を滅失又は使用不能（修理不可能）、又は甲の故意若しくは重大な過失により機器等に損害が生じたときは、甲に対し損害賠償を請求することができるものとする。この場合において、乙は当該損害に係る保険金を受領しているとき又は受領する見込みがあるときは、当該保険受領額又は見込額については、甲に請求しないものとする。
- 2 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

（機器の返還）

- 第19条 賃貸借期間の満了又は契約の解除の際には、甲は、機器等を乙に返還または引取する。ただし、乙の承諾を得た場合は、譲渡できるものとする。
- 2 前項の返還に要する費用は、乙が全額負担するものとする。

（秘密の保持）

- 第20条 乙は、本契約における業務の履行に当たり、直接又は間接に知り得た甲の業務の内容を一切他人に漏らしてはならない。
- 2 前項の規定は、本契約が終了し、又は本契約が解約された後においても同様とする。

（信義則）

- 第21条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（準拠法及び合意管轄）

- 第22条 この契約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。

(疑義等の決定)

第 23 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、群馬県財務規則（平成 3 年群馬県規則第 18 号）の定めによるものとし、なお疑義があるときは、甲と乙が協議して定める。

上記契約の締結を証するため、契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その 1 通を保有するものとする。

令和 8 年 10 月 1 日

甲 群馬県前橋市大手町 1 - 1 - 1

群馬県知事 山本 一太

乙 群馬県———

株式会社〇〇 代表取締役 X X X X

(機器等の内訳)

No	内容	品名	型番	数量	備考
1	ノートパソコン 機器本体		●●	3	
2	光学マウス		――	3	
3	関連項目	付属品等		3	インストール CD 取扱 説明書等
4	ソフトウェア		Adobe Premiere Adobe Audition ESET セキュリティー	3	映像・音声編 集ソフト